

税のお知らせ

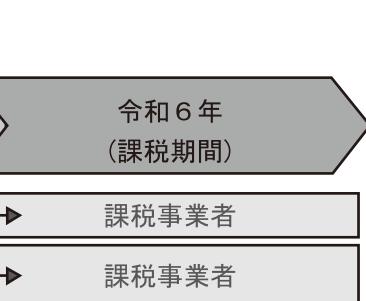
消費税の届出は
お済みですか？

個人事業者で、新たに課税事業者（消費税の申告が必要な人）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を提出する必要があります。

■令和6年分において課税事業者となる人

令和4年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和5年1月1日から令和5年6月30までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和6年分は消費税の課税事業者に該当します。

※インボイス発行事業者は、基準期間の課税売上高に関わらず、課税事業者となります。



令和6年分から簡易課税制度を選択する人は、令和5年12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

■簡易課税制度とは

課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛け計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

○ 令和5年度税制改正により、インボイス発行事業者を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた場合に売り上げ税額の2割を消費税の納付金額とすることができる特例（2割特例）や簡易課税制度を選択する場合の手続に経過措置が設けられています。

※消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁

ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧いただぐか、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

※「消費税課税事業者届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。詳しい手続きについては、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。

※令和4年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和5年1月1日から令和5年6月30までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和6年分は消費税の課税事業者に該当します。この場合、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を提出する必要があります。

■簡易課税制度の選択

- 課税事業者は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。
- 一般課税で申告される人（簡易課税制度の適用を受けない人）が仕事提出する必要があります。

皆様から寄付をいただきました。
ありがとうございます。（敬称略）
9月16日～10月15日受領分

・下川町に
一般事業として
岩下 篤（千葉県）
泉 孝典（東京都）

森林づくり事業として
下村 清一郎（埼玉県）

・社会福祉協議会に
生前のご交誼に謝して
西町 及川 禮子（亡夫）
西町 岡崎 哲子（亡夫）
西町 高橋 艶子（亡夫）